

平成21年度日本食・日本食材等海外発信委託事業
(うち日本食材等・日本食文化発信事業及び品目別等広報活動)
～料理学校(米国・ニューヨーク)における日本食材等・日本食文化講座～

平成21年6月18日

本事業に関するご質問に対する回答

(問)本事業に係る公示及び応募要領第2の1の「目的」欄、第2の2の(1)の「内容」欄に記載する「ニューヨーク市内にある料理学校の講師、学生及びレストランのシェフ等」における「ニューヨーク市内」とは、厳格に適用するのか。

(答)「ニューヨーク市内にある料理学校の講師、学生及びレストランのシェフ等」の「等」に示されるように、本事業の中でPRする対象として例示したものであり、厳格にニューヨーク市とそれ以外の市等の行政区分の境界線を適用するものではない。